

ガイドラインの改正における取組みの概要

【これまでの取組み】

平成26(2014)年8月に文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの改正を受け、下記の取組みを実施。

- (1) 本学に所属する研究者に対する研究倫理教育の実施
- (2) 研究に関わる資料の保存対象及び保存期間をガイドラインとして明文化
- (3) 継続的なe-learning教材による研修の実施

【参考】

ガイドライン改正内容(第1節～第5節)

第1節：研究活動の不正行為に関する基本的考え方
(大学等の研究機関の管理責任)

第2節：不正行為の事前防止のための取組
(不正行為を抑止する環境整備、不正事案の一覧化公開)

第3節：研究活動における特定不正行為への対応
(大学等の研究機関・配分機関における規程・体制の整備及び公表、特定不正行為の告発の受付、事案の調査)

第4節：特定不正行為及び管理責任に対する措置
(組織としての管理責任に対する大学等研究機関への措置)

第5節：文部科学省による調査と支援
(研究活動における不正行為への継続的な対応、履行状況調査の実施、研究倫理教育に関するプログラムの開発推進、研究機関における調査体制への支援)

2025年度の実践 研究活動における不正行為防止のための方策

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト(令和6年度版)」では、全58項目で実施済と報告している。本年度についても、ガイドライン対応への取組みを継続していく中で、引き続き内容の点検や確認を行い、研究活動における不正行為防止に向けて必要な改善等を実施していくこととする。

1. 不正行為を事前防止するための取組の推進
研究活動の不正行為等防止計画を策定し、不正行為を事前に防止する取組を推進
2. 研究者への研究倫理教育の継続実施
 - (1) 新任教員を含めた関係する全教員を対象とした研修において、学内研究倫理教育を実施
 - (2) e-learning教材等による研修の実施
修了証の有効期限(3年)を迎える教員に対して、引き続き、e-learning(APRIN)研修を順次再実施する。
 - (3) **研究公正に係る各種通知や研修内容等について、随時全教員へ共有し、研究者倫理に関する知識の定着を図る。**
3. 専攻科生への研究倫理教育の実施
学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、専攻科の全学生に対して、e-learning教材による研究倫理教育を実施

主な項目

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

スケジュール

不正行為を事前防止するための
取組の推進

随時実施

研究者への研究倫理教育の
継続実施

新人教育

未受講者対応 随時実施

新人教育 随時実施

次年度検討・総括

専攻科生への研究倫理教育の
実施

随時教材実施

留意事項

◆都立大・産技大との連携、調整

それぞれに特有の事項を除き、共通の取組については、随時情報交換を行い、法人全体での不正行為防止対策の効果を高める。